

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

『かなえ^て手』

重要事項説明書（R6.6）

当事業所はご契約者に対して**小規模多機能型居宅介護**サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

株式会社 JAゆうハート

1. 事業者

株式会社 JAゆうハート（本社住所）滋賀県甲賀市水口町牛飼620番地3

2. 事業の目的と運営方針

（目的）

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り、暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

（方針）

- 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図ります。
- 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れるように支援します。
- 常に利用者の立場にたち、適切な介護技術を持って親切丁寧にサービスを提供します。

3. ご利用の事業所

小規模多機能型居宅介護	名 称	かなえ手	
	開設年月日	令和5年4月1日	
	介護保険事業者番号	2591400276	
	住 所	滋賀県甲賀市信楽町柞原792番地2	
	管理者名・連絡電話番号	橋本 千里	TEL 0748-70-2533 FAX 0748-70-3854
	サービス提供地域	甲賀市信楽町	
	登録定員	29名	
	通いサービスの定員	18名／1日	
	宿泊サービスの定員	6名／1日	

4. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
宿 泊 室	4室/1室	洋室/和室
宿 泊 室	1室	宿泊スペース（食堂兼居間の一部）
主な設備		
居間兼食堂	1室	
台 所	1室	
便 所	2か所	
浴 室	2 室	個人浴槽、リフト浴槽
脱衣室	2 室	
消防設備		スプリンクラー 自動火災報知機 消火器

※厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・整備です。

5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	備考
1. 管理者	1人	
2. 介護支援専門員	1人以上	
3. 介護職員	6人以上	
4. 看護職員	1人以上	

6. 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	月～日 基本時間 8:30～17:00
訪問サービス	24時間随時
宿泊サービス	基本時間 17:00～翌日8:30

※緊急時並びに必要時において柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

※台風その他自然災害等により、やむを得ず利用時間の変更又は通いサービスを中止させて頂くことがあります。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) ご契約者に提供する基本サービス

当事業所ではご契約者に対して以下のサービスを提供します。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議のうえ、(介護予防)居宅サービス計画、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ① 日常生活の援助 日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。
- ② 健康状態の確認 利用者の血圧測定など全身状態の把握を行います。
- ③ 生活支援 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種の生活支援(アクティビティ活動)を提供し、生活の質の向上を目指します。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

- ウ 作業活動（園芸、手芸、料理他物づくりなど）
- エ 行事活動（地域における活動への参加、外出支援等）
- オ 趣味活動（買い物支援、ドライブ等）

- ④ 送迎支援 「通い」「宿泊」に伴う送迎を専用車両にて行います。
- ⑤ 入浴支援 入浴困難な利用者に対して、一般浴槽により、必要な入浴を支援します。
- ⑥ 食事支援（口腔ケアを含む）
- ⑦ 排泄支援 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助をおこないます。

イ. 訪問サービス

利用者の自宅に訪問し、日常生活上の援助や介護を行います。

ウ. 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、生活支援全般を行うと共に、安楽な睡眠のための介護を行います。

(2) 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言他
- ⑥ 日常生活を営む上での必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他の必要な相談、助言

(3) サービス利用料金

利用料金は1か月ごとの介護報酬で、ご契約者の要介護度によって異なります。(定額)

<小規模多機能型居宅介護費>

要介護度	介護報酬額	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】
要介護1	108,031	10,804	21,607	32,410
要介護2	158,772	15,878	31,755	47,632
要介護3	230,968	23,097	46,194	69,291
要介護4	254,913	25,492	50,983	76,474
要介護5	281,068	28,107	56,214	84,321

<介護予防小規模多機能型居宅介護費>

要介護度	介護報酬額	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】
要支援1	35,638	3,564	7,128	10,692
要支援2	72,020	7,202	14,404	21,606

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や変化、入院等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも少なかった場合、または多かった場合も、日割りでの割引きまたは増額はありません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割り計算した料金をお支払いいただきます。なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日…利用者が当事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

<緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（短期利用居宅介護）>

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

要介護度	介護報酬額	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】
要介護1	5,908	591	1,182	1,773
要介護2	6,611	662	1,323	1,984
要介護3	7,323	733	1,465	2,197
要介護4	8,026	803	1,606	2,408
要介護5	8,708	871	1,742	2,613
要支援1	4,379	438	876	1,314
要支援2	5,485	549	1,097	1,646
サービス提供体制強化加算Ⅰ	258	26	52	78
サービス提供体制強化加算Ⅱ	216	22	44	65
サービス提供体制強化加算Ⅲ	123	13	25	37

☆登録者の数が登録定員未満であること。

☆利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供に支障がないと認めた場合であること。

☆利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。

☆指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

☆指定基準に定める職員の員数を置いていること。

以上の条件を満たしている場合に短期利用居宅介護が利用できます。

(4) 加算料金

<小規模多機能型居宅介護>

加算名称	介護報酬額	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】	算定数等
認知症加算Ⅰ	9,503	951	1,901	2,851	1月につき
認知症加算Ⅱ	9,193	920	1,839	2,758	
認知症加算Ⅲ	7,850	785	1,570	2,355	
認知症加算Ⅳ	4,751	476	951	1,426	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	12,396	1,240	2,480	3,719	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	8,264	827	1,653	2,480	1月につき
訪問体制強化加算	10,330	1,033	2,066	3,099	1月につき
初期加算	309	31	62	93	1日につき
科学的介護推進体制加算	413	42	83	124	1月につき
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,033	104	207	310	1月につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	103	11	21	31	1月につき
看護職員配置加算Ⅰ	9,297	930	1,860	2,790	1月につき
看護職員配置加算Ⅱ	7,231	724	1,447	2,170	
看護職員配置加算Ⅲ	4,958	496	992	1,488	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	7,747	775	1,550	2,325	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6,611	662	1,323	1,984	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	3,615	362	723	1,085	

<介護予防小規模多機能型居宅介護>

加算名称	介護報酬額	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】	算定数等
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	12,396	1,240	2,480	3,719	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	8,264	827	1,653	2,480	1月につき
初期加算	309	31	62	93	1日につき
科学的介護推進体制加算	413	42	83	124	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	7,747	775	1,550	2,325	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6,611	662	1,323	1,984	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	3,615	362	723	1,085	

名称	加算・減算割合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14.9%を加算

☆認知症加算（Ⅰ）

- ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

☆認知症加算（Ⅱ）

- ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

☆認知症加算（Ⅲ）…日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の場合

☆認知症加算（Ⅳ）…要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合

☆総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）…利用者の心身の状況又はその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員等が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、かつ、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合

☆総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）…加算（Ⅱ）に加え、ア 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること イ 必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること ウ 次に掲げるいずれかに該当すること

- ・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、世代間の交流の場を設けていること。・地域住民等、他事業者等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。・地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。

☆訪問体制強化加算…登録者の居宅における生活を継続するために、サービスの提供体制を強化した場合

☆初期加算…利用を開始した日から30日間に係る1日当たりの加算料金です。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も算定します。

☆生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

- ・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。

☆生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

☆看護職員配置加算（Ⅰ）…常勤専従の看護師を1名以上配置している場合

☆看護職員配置加算（Ⅱ）…常勤専従の准看護師を1名以上配置している場合

☆看護職員配置加算（Ⅲ）…看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合

☆サービス提供体制強化加算…体制・人材要件を満たす場合

☆介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う場合。区分支給限度基準額の対象外となります。

<サービス利用料金・加算料金について>

* 甲賀市の報酬単価1点は10.33円です。（6級地）

<介護保険の給付対象とならないサービス>

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ア、食事の提供に要する費用 朝食310円（税込341円）、昼食620円（税込682円）、夕食570円（税込627円）
- イ、宿泊に要する費用1泊につき3,000円（税込3,300円）
- ウ、おむつ実費（事業所のものを使用した場合、テープ式紙おむつ180円（税込198円）、リハビリパンツ130円（税込143円）、尿とりパット30円/枚（税込33円）
- エ、通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費
甲賀市を超えて行う小規模多機能型居宅介護に要した交通費は甲賀市境界域から1km50円（税込55円）
- オ、個人の洗濯をやむを得ず行った場合 1回150円（税込165円）
- カ、複写物を交付する場合 1枚あたり10円（税込11円）
- キ、前各号に掲げるものの他、小規模多機能型居宅介護の中でされるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費

<介護保険給付限度額超過の場合>

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供については超過分につき全額自己負担となります。

(5) 利用者負担金の支払い方法

利用者負担金等は、1カ月ごとにまとめて請求しますので、翌月25日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（9割または8割または7割）を受けとることになります。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし①	甲賀農協（振替日：翌月20日）
口座引き落とし②	滋賀銀行、関西みらい銀行、滋賀県信用組合、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県内農協、近畿労働金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、大垣共立銀行、京都信用金庫 (振替日：翌月23日)
銀行振り込み	甲賀農協 本所 普通口座 0087062 カブシキガイシャJ Aユウハート ダイヒョウトリシマリヤク イケムラ タダシ 株式会社J Aゆうハート 代表取締役 池村 正

8. 利用の中止、変更、追加について

- ア. 利用日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は原則として実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- イ. 利用料金は1ヵ月ごとの包括費用(定額)になるため、サービスの利用等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- ウ. サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。

9. 苦情・相談の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

サービスに対する相談や苦情は次の窓口で対応します。

	TEL	担当者
かなえ手 相談窓口	0748-70-2533	管理者 橋本千里
甲賀市役所 長寿福祉課	0748-69-2165	
国民健康保険団体連合会	077-510-6605	

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています

10. 虐待防止

人権の擁護・虐待の防止のために責任者を選定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 責任者：管理者

- ① 人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

11. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①身体拘束等適正化のための指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を実施する等の措置を講じます。
- ②身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 3. 事故等緊急時の対応

サービス提供中に容体の急変・事故等が発生した場合は、主治医、ご家族、緊急連絡先等への連絡をいたします。

1 4. 第三者評価の実施状況

実施の有無

1 5. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連絡体制を整備しています。

緊急時医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。

協力医療機関	TEL	所在地
甲賀市立信楽中央病院	0748-82-0249	信楽町長野473番地
飯田歯科医院	0748-82-8148	信楽町長野454番地6

1 6. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成員：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域密着型サービスに知見を有するもの、ボランティア、地域包括支援センター、民生委員、老人クラブ代表等

開催：2か月に1回

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1 7. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者：橋本千里

<消防用設備> 自動火災報知機 消火器 スプリンクラー 煙探知機 非常用照明
誘導灯

18. サービス利用にあたっての留意事項

- ①サービス利用にあたっては医師の診断や日常生活の留意事項、健康状態などを本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけてください。
 - ②職員はご利用者に危険が及ばないように十分配慮致しますが、常時見守りや付添ができるものではありません。また、他のご利用者の介助などにより、安全を確保できない場合もあります。そのため、不慮の事故（歩行時の転倒・ベッドや車いすからの転落など）が起こる可能性があります。
 - ③当事業所では原則的に身体拘束は行いません。そのため、転倒・転落などによる事故の可能性もあります。
 - ④高齢であることにより、脳や内臓の疾患などから、急変・急死される場合があります。
 - ⑤高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する可能性があります。
 - ⑥高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも皮膚が剥げてしまう状態にあります。
 - ⑦高齢者の血管はもろく、軽度の圧迫でも皮下出血がおこりやすい状態にあります。
- ※これらの事はご自宅でも起こり得ることですので、十分ご留意頂きますようお願い申し上げます。
- ⑧必要以上の金銭・貴重品等の持ち込みについてはご遠慮いただくとともに、金銭・貴重品等は、自己の責任において管理してください。
 - ⑨事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。ご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
 - ⑩火器の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないようにして下さい。
 - ⑪事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動・セールス行為はご遠慮下さい。
 - ⑫持ち物
 - ・入浴時に着替えを行う方は着替えの衣類
 - ・オムツの必要な方はその枚数をご用意ください。
 - ・上靴又はスリッパ
 - ・薬（内服薬・塗り薬・目薬等）の必要な方はご持参ください。
 - ・ひげそり、歯ブラシ

19. ハラスメントについて

ご利用者やご家族等から職員に対するハラスメント行為があった場合、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

（「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に定義する、身体暴力（たたく、物を投げつける等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（手や腕をさわる、抱きしめる、あからさまに性的な話をする等）

令和 年 月 日

○本人（または代理人）

私は重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

本人 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

○説明者

所属事業所 JAゆうハート かなえ手

氏名 _____ 印